諮問庁:石油天然ガス・金属鉱物資源機構

諮問日:平成29年5月2日(平成29年(独情)諮問第25号)

答申日:平成29年12月6日(平成29年度(独情)答申第41号)

事件名:特定事案に係る「職員の懲戒処分等について」等の一部開示決定に関

する件

答 申 書

第1 審査会の結論

次の2文書(以下,併せて「本件対象文書」という。)につき,その一部を不開示とした決定については,別表2に掲げる部分を開示すべきである。

文書 1 職員の懲戒処分等について(2017・01・05総務第1号)

文書 2 メール文書

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年2月17日付け2017・02・04総務第3号により独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。)について、原処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

法1条で「国民主権の理念、にのっとり(中略)独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを自的とする」と規定しているが、それが達成されていないと思料とされるため、開示の拡大又は全面開示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 経緯

審査請求人は、処分庁に対し、「特定日公表の懲戒処分の経緯が分かる文書一切(被害の認知内容及び調査内容、行動規範委員会の協議内容、公表の協議内容を記したメモ、稟議書、議事録、報告書など。電磁的記録媒体、通信記録媒体を含む)。」との開示請求を行い、処分庁は、本件対象文書を特定し、平成29年2月17日付けで原処分を行った。

(2) 文書1について

- ア 文書 1 は、ハラスメント行為を行った職員に対する本件懲戒処分 (停職 1 月間)及び同職員に対する管理監督責任を問われた職員に対 する内部規則による文書による厳重注意処分についての決裁書類であ って、別紙として説明資料、本件懲戒処分書等の案、公表資料の案、 これら本件懲戒処分等について審議した第 1 回ないし第 3 回行動規範 委員会に提出された資料及び同委員会の議事録が添付されている。
- イ 開示決定通知書の「1 開示する法人文書の名称」においては、「(2017・02・14総務第3号)」という文書番号が記載されているが、これは「(2017・01・05総務第1号)」の誤記である。また、不開示部分に係る記載については、別表1のとおりである。
- ウ 別表1の番号1欄の不開示部分には、本件懲戒処分の対象となった ハラスメント行為(以下「本件ハラスメント行為」という。)につい ての機構内部規則における処分の標準例、機構が定めている役職員が 職務上遵守すべき行動規範の内容等の情報が記載されており、当該情 報は、公にすることにより、機構における人事管理に関する事務につ いて、その適正かつ円滑で能率的な人事管理の確保、遂行に支障を及 ぼすおそれがあり、法5条4号へに該当する。
- エ 別表1の番号2欄の不開示部分には、機構の顧問弁護士の姓が記載されており、これを公にすることにより、当該弁護士が機構との間で顧問契約を締結していることが明らかになり、当該情報は事業を営む個人である当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であり、法5条2号イに該当する。
- オ 別表1の番号3欄の不開示部分には、本件ハラスメント行為を理由に本件懲戒処分を受けた加害者である職員の本件ハラスメント行為の詳細な内容、処分量定に当たって考慮された事実関係、被害者に対するヒアリング結果、加害者の弁明とこれに対する事実関係を知る職員の証言内容、懲戒処分について検討し、審議した、3回にわたる機構に設置された行動規範委員会の議事の内容、加害者の上司が管理監督責任を問われて文書による厳重注意処分を受けたことについての処分の理由が記載されている。これらの情報は、全体として加害者の「個人に関する情報」に含まれるものである。そして、これらの情報には加害者の氏名が含まれており、特定の個人である加害者を特定することができる。

したがって、これらの不開示部分に記載された情報は、全体として 法5条1号前段の「個人に関する情報」に該当する。

次に、法6条2項の部分開示について検討すると、加害者の氏名等

の個人識別部分を除いたとしても、職場の同僚や知人等、一定範囲の者には加害者を識別することが可能であり、これらの不開示部分を公にすると、加害者が本件ハラスメント行為を理由に本件懲戒処分を受けたという、加害者にとって通常他人に知られたくないと考えられる情報が、関係者に知られることになり、加害者の権利利益を害するおそれがあると認められる。したがって、個人識別部分を除いた情報を部分開示することはできない。

(3) 文書 2 について

- ア 文書 2 は、機構の総務部人事課の特定の担当者が、本件ハラスメント行為についての通報・相談があってから、加害者に対する本件懲戒処分が行われるまでの間に、関係者との間でやりとりしたメールを整理して 1 冊、 1 件の文書としたものであり、一連のページ数が付されている。
- イ 文書 2 に記載されている情報は、機構の総務部人事課の特定の担当者が、本件ハラスメント行為について通報・相談があってから加害者に対する懲戒処分が行われるまでの間に、本件ハラスメント行為に関係のある様々な関係者との間でやりとりしたメールであって、加害者に対する懲戒処分が決定されるまでに機構内部でどのような調査、連絡、検討、相談、審議等が行われたかという情報が記録されており、全体として加害者の「個人に関する情報」であるということができる。そして、これらの情報のうちには加害者を特定することができる記述が含まれているから、この情報は法 5 条 1 号前段に該当する。

また、法6条2項の部分開示については、上記1(5)で述べたことと同様の理由により、個人識別部分を除いた部分を部分開示することはできない。

(4)審査請求の理由に対する反論

審査請求人は、審査請求の理由は原処分においては法1条の規定する 法の目的が達成されていないと主張するのみであるから、諮問庁として は反論の必要を認めない。

(5) 結論

以上のとおり、諮問庁は、原処分は維持されるべきであり、本件審査 請求を棄却するのが妥当であると判断した。

2 補充理由説明書

(1)6ページ目から7ページ目における不開示部分のうち、法5条4号へ 該当部分について(別表1の番号1欄)

当該不開示部分には、本件懲戒処分の対象となった、職員に対するハラスメント行為についての機構内部規則における処分の標準例、機構が定めている役職員が職務上遵守すべき行動規範の内容等の情報が記載さ

れており、当該情報は、公にすることにより、機構における人事管理に 関する事務について、その適正かつ円滑で能率的な人事管理の確保、遂 行に支障を及ぼすおそれがあるため、法5条4号へに該当し、原処分で 不開示とした。

これに加えて、当該不開示部分は、これを公にすることにより、本件 懲戒処分の対象となった、特定職員に対するハラスメント行為の内容が 推察され、全体として加害者の「個人に関する情報」であるということ ができるため、法5条1号の不開示理由を追加する。

(2) 16ページ目及び22ページ目における不開示部分のうち,法5条2 号イ該当部分について(別表1の番号2欄)

当該不開示部分には、機構の顧問弁護士の名字が記載されており、これを公にした場合、当該弁護士が機構との間で顧問契約を締結していることが明らかになり、事業を営む個人である当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法 5 条 2 号イに該当し、原処分で不開示とした。

これに加えて、ハラスメント事案は関係者間で訴訟に発展することもあり、また、本件の事案性質に鑑みて、社会的関心も高いことから、新聞、雑誌等で報じられる可能性もあるため、ハラスメント対応に関わる顧問弁護士の氏名を公にした場合、マスコミ関係者や記事の読者からの問合せへの対応等顧問契約にない業務が発生し得ることから、今後の弁護士との顧問契約の締結に際し、人選及び料金交渉が困難になる等、機構の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

上記のようなことになれば、機構と当該弁護士との間の信頼関係が損なわれ顧問契約の継続が困難となる等、機構のハラスメント対策に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもあるので、法5条4号の不開示理由を追加する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成29年5月2日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同月22日 審議

④ 同年9月8日 本件対象文書の見分及び審議

⑤ 同年11月2日 諮問庁から補充理由説明書を収受

⑥ 同年12月4日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、文書1及び文書2である。

審査請求人は、原処分の取消しを求めており、諮問庁は、本件対象文書

の一部が法5条1号,2号イ及び4号へに該当するとして不開示とした原処分について,不開示理由に同条4号を追加した上で不開示とすることが妥当としていることから,以下,本件対象文書の見分結果に基づき,不開示情報該当性について検討する。

なお、諮問庁が補充理由説明書で法5条1号該当性を追加で主張している不開示部分(第3の2(1))について、本件対象文書を確認したところ、13頁、21頁、26頁及び27頁にも同様の記載が見られることから、当審査会としては、不開示情報該当性の検討に当たっては、当該部分についても法5条1号該当が主張されているものとして判断を行う。

- 2 不開示情報該当性について
- (1) 法 5 条 1 号該当性について
 - ア 文書1について

別表1の番号1欄及び番号3欄に掲げる不開示部分には、本件ハラスメント行為の詳細な内容や事実関係、被害者に対するヒアリンが結果、加害者の弁明、周辺職員の証言内容、本件ハラスメント行為に対する処分に係る行動規範委員会の議事の内容及び本件ハラスメント行為に対する処分の検討内容等が記載されている。

(ア) 当該部分のうち、別表2の番号1及び番号2欄に掲げる部分を除く部分については、本件ハラスメント行為の関係者の個人に関する情報が記録された部分であり、当該関係者の氏名も記載されており、一体として、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、法6条2項による部分開示の可否を検討すると、当該部分のうち、別表2の番号1欄に掲げる部分及び本件ハラスメント行為の関係者の氏名等当該関係者の個人識別部分については、部分開示の余地はなく、また、当該部分を除いた部分については、これらの情報を開示すれば、既に開示された部分と合わせることにより、当該関係者の周辺にいる一定範囲の者にとっては当該関係者を特定することが可能となり、これら一定範囲の者に個人的な情報が知られることになり、当該関係者の権利利益を害するおそれがあると認められることから、部分開示することはできず、法5条1号に該当し、同条4号へについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) しかしながら、別表2の番号1欄に掲げる部分については、本件 懲戒処分等に係る決裁に関与した職員の印影であり、当該職員の氏 名は、独立行政法人国立印刷局発行の平成29年度版職員録(以下 「平成29年度版職員録」という。)に掲載されており、当該不開 示部分の印影は、決裁文書表紙に押印されたものであることも踏まえると、認証的機能を有するとまではいえないことから、当該不開示部分は法5条1号ただし書イに該当し、開示すべきである。

また、別表2の番号2欄に掲げる部分については、本件懲戒処分等に係る行動規範委員会に出席した委員の氏名が記載されている。 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から、 当該職員の氏名等は平成29年度版職員録及び機構ウェブサイトに 掲載されているとの説明があったことを踏まえれば、当該不開示部 分は法5条1号ただし書イに該当すると認められるため、開示すべ きである。

イ 文書2について

別表1の番号4欄に掲げる不開示部分には、本件ハラスメント行為 について通報・相談があってから本件懲戒処分が行われるまでの間 に、機構内部で行われたメールによるやり取りの内容等が記載され ている。

(ア) 当該不開示部分のうち、別表2の番号3欄に掲げる部分を除く部分については、本件ハラスメント行為の関係者の個人に関する情報が記録された部分であり、当該関係者の氏名も記載されており、一体として、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められ、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、法6条2項による部分開示の可否を検討すると、当該部分のうち、別表2の番号3欄に掲げる部分及び本件ハラスメント行為の関係者の氏名等当該関係者の個人識別部分については、部分開示の余地はなく、また、当該部分を除いた部分については、これらの情報を開示すれば、既に開示された部分と合わせることにより、当該関係者の周辺にいる一定範囲の者にとっては当該関係者を特定することが可能となり、これら一定範囲の者に個人的な情報が知られることになり、当該関係者の権利利益を害するおそれがあると認められることから、部分開示することはできず、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) しかしながら、別表2の番号3欄に掲げる部分については、原処分において既に開示されている添付ファイルのファイル名が記載されており、これを公にしたとしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないことから、法6条2項により、部分開示すべきである。

(2) 法5条4号該当性について

別表1の番号2欄に掲げる不開示部分には、機構の顧問弁護士の姓が

記載されている。

- ア 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、諮問庁が締結した契約 の内容の公表状況について確認させたところ、諮問庁から次のとおり 説明があった。
- (ア)機構では、「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構契約事務取扱要領」(以下「要領」という。)において、契約の種類に応じて定められた金額を超える契約を締結したときには、別途規定された特定調達契約又は機構の行為を秘密にする必要があるものを除き、当該契約に関する情報を機構のウェブサイトで公表する旨定めている。
- (イ)本件ハラスメント事案に関わる顧問弁護士との契約は、規定の金額を超える契約であるが、機構の行為を秘密にする必要があるものに該当するとの判断から、その契約情報は公表していない。
- イ 当審査会事務局職員をして要領及び上記ウェブサイトを確認させたと ころ、その内容は諮問庁の上記アの説明のとおりと認められる。

本件ハラスメント行為及び本件懲戒処分の性質に鑑みれば、上記不開示部分を公にすることにより、今後の弁護士との顧問契約の交渉が困難になるおそれがあるとの諮問庁の説明は不自然、不合理とまではいえず、当該部分は、法5条4号柱書きに該当し、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものでは ない。

4 付言

本件は、原処分において、本件懲戒処分の性質に鑑みれば本来開示すべきではないと考えられる部分までもが開示されており、諮問庁においては、 今後、開示請求がなされた場合、その開示・不開示の判断に当たっては、 情報公開制度の趣旨に鑑み、適切に判断することが望まれる。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法 5 条 1 号、 2 号イ及び 4 号へに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条 1 号、 2 号イ、 4 号及び同号へに該当することから不開示とすべきとしていることについては、別表 2 に掲げる不開示部分を除く部分は、同条 1 号及び 4 号柱書きに該当すると認められるので、同条 2 号イについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、別表 2 に掲げる不開示部分は、同条 1 号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子,委員 池田綾子,委員 中川丈久

別表 1

番号	不開示箇所不開示理由		
1	文書 1	6頁及び7頁の参考1及び参考2の一部	5条4号へ
		13頁の一部	
		21頁の一部	
		26頁の参考1の一部	
		27頁の参考2の一部	
2		16頁及び22頁の顧問弁護士の氏名	5 条 2 号イ
3		上記以外の不開示箇所	5条1号前段
4	文書 2	全ての不開示部分	

別表 2

番号	開示すべき部分		
1	文書 1	1 頁「理事長」欄,「副理事長」欄,「監事」欄,「総務	
		部」の「部長等」欄,「総務課 人事課」の「課長等」欄の	
		印影	
2		16頁6行目及び7行目	
		22頁6行目及び7行目	
		36頁6行目及び7行目	
3	文書 2	2 7 頁 1 2 行目	
		100頁17行目及び18行目	
		109頁22行目及び23行目	
		143頁22行目及び23行目	
		156頁42行目及び43行目	
		178頁33行目14文字目から24文字目まで	
		229頁2行目1文字目から7文字目並びに18文字目から	
		2 1 文字目, 3 行目, 4 行目 1 文字目から7 文字目並びに1	
		7 文字目から2 0 文字目、5 行目及び6 行目1 文字目から7	
		文字目並びに18文字目から21文字目	